

# 福岡県公安委員会活動状況

## <定例会の主な議題及び要旨>

令和3年7月8日（木）

### 【報告事項】

#### 1 恐喝事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「飯塚警察署及び生活安全総務課は、飯塚市所在の社交飲食店経営者からみかじめ料名目で売上金を脅し取った恐喝事件について、6月29日及び30日、太州会傘下組織組長ほか2名を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「脅し取ったとはどういうことか。」旨の発言があり、警察本部から「暴力団の威力を背景にした脅迫行為を行い、金銭を受け取っている。」旨の説明があった。

公安委員から「北九州市では、繁華街関係者や関係機関・団体と連携し、北九州市の繁華街から暴力団を排除した取組に一定の成果が見られた。そのため、飯塚地区においても事件検挙のみならず、引き続き、繁華街に対する暴排対策をお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「飯塚地区の繁華街は、県内に7地区ある暴力団排除特別強化地域の一つに指定されており、引き続き、警察の総合力を発揮した暴排対策を推進していくとともに風俗環境浄化を図っていく。」旨の説明があった。

#### 2 水難及び山岳遭難に対する警察活動について

（地域部）

警察本部から「令和2年中における県内の水難の発生件数は、33件で前年比3件増加し、水難者は37人で前年比5人増加となっている。山岳遭難の発生件数は、44件で前年比11件増加し、遭難者は55人で前年比11人増加となっている。レジャーシーズンを控え、事前対策として、関係機関・団体と協同したキャンペーンを実施するとともに、本年6月、登山計画書を県警察のホームページからインターネット上で作成・送信できる電子申請システムの運用を開始した。事案発生時の対応として、捜索・救助隊の編成や関係機関との連携等を実施する。」旨の報告があった。

公安委員から「現在コロナ禍の影響もあり、登山が増えているようであるが、登山計画書の届出の義務はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「全国的には、6県が条例で届出を義務化しているが、本県において届出義務はない。警察としては、登山計画書の届出の促進を図るための広報活動を積極的に行い、山岳遭難の未然防止等に努めていく。」旨の説明があった。

公安委員から「山岳遭難は、認知症の高齢者が道に迷い山中で発見された場合も含まれるのか。」旨の発言があり、警察本部から「ケースバイケースであるが、山中にて発見された場合は山岳遭難として捉えることが一般的である。認知症の高齢者などの行方不明者については、広範囲に移動している可能性を考慮し、山中も含め幅広く捜索を実施している。」旨の説明があった。

公安委員から「水難及び山岳遭難は、特にこの時期、いつ発生してもおかしくないことから、発生時に迅速・的確な対応ができるよう、日頃からの訓練に努め、有事に備えてもらいたい。」旨の発言があった。

#### 3 死体遺棄事件の発生及び検挙について

（刑事部）

警察本部から「西警察署及び捜査第一課は、6月23日頃、福岡市西区の自宅において、同居していた被害者2名の死体を冷蔵ショーケース内に入れるなどして隠匿した死

体遺棄事件について、7月4日、無職の被害者夫婦の次男を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件は、社会的耳目を引く事件であったが、早期に検挙できたのは、捜査員による執念の追跡捜査が実を結んだものと思われる。引き続き、被疑者の動機を含め、事件の全容解明を図ってほしい。」旨の発言があり、警察本部から「今後、被害者が死亡に至った経緯などを含め、事件の全容解明に向けて徹底した捜査を推進していく。」旨の説明があった。

#### 4 暴力団対策の推進状況について（1～6月）

（暴力団対策部）

警察本部から「暴力団構成員の検挙状況は、6月末現在69人と前年同期比でほぼ横ばいである。社会復帰対策の状況は、離脱支援及び就労支援ともに前年同期比で減少している。暴力団対策の推進状況は、工藤會傘下組織幹部を持続化給付金詐欺等で検挙したほか、民事訴訟支援により道仁會傘下組織事務所を撤去した。今後の取組としては、五代目工藤會の壊滅等に向け、未解決重要凶悪事件の徹底検挙を図るとともに、暴力団関係企業の排除等の暴力団排除施策を推進するほか、公判出廷する証人や被害者の保護対策を徹底するなど諸対策を推進していく。」旨の報告があった。

公安委員から「離脱支援及び就労支援は減少しているが、新型コロナウイルス感染症の影響はあるのか。就労支援受入先の企業は増えているのか。」旨の発言があり、警察本部から「新型コロナウイルス感染症の影響も少なからずあるものと考えられるが、引き続き、暴力団員の社会復帰に向けた離脱支援及び就労支援を積極的に推進していく。就労支援の協賛企業は、本年6月末時点、383社あり、令和2年末から6社増加している。」旨の説明があった。

公安委員から「暴力団構成員の検挙状況は、前年同期比でほぼ横ばいであるが、暴力団の違法行為が低調になっているのか。」旨の発言があり、警察本部から「検挙状況が前年同期比でほぼ横ばいである理由の一つとしては、暴力団の活動がより潜在化していることに加え、暴力団構成員が年々減少傾向であることが考えられる。しかし、このような現状において、前年と同程度の検挙人数で推移していることは、これまでの暴力団対策が一定の成果を上げているものと考えている。」旨の説明があった。

#### 5 指定暴力団五代目工藤會に係る事務所の所在地の変更等について

（暴力団対策部）

警察本部から「五代目工藤會の主たる事務所については、「総本部事務所（いわゆる工藤會会館）」から北九州市小倉北区三郎丸三丁目11番6号所在の傘下組織事務所に変更したとして官報公示がなされていた。しかし、同事務所における主たる事務所としての機能が喪失し、同會としての中心性に欠け、新たに北九州市小倉北区宇佐町一丁目8番8号所在の傘下組織事務所が同會の中心性を有した事務所に該当することが認められたことから、7月9日、主たる事務所の所在地の変更等を行うため、官報公示がなされる予定である。」旨の報告があった。

公安委員から「今後は、暴対法に基づく事務所使用制限命令発出の要件該当性について確認するなど、工藤會対策の推進をお願いする。」旨の発言があった。

#### 6 恐喝未遂事件被疑者の逮捕について

（暴力団対策部）

警察本部から「久留米警察署ほか2警察署及び暴力団犯罪捜査課は、投資の損失補てん名目に金員を脅し取ろうと企て、令和2年12月、被害者の携帯電話に電話を架けるなどして、金銭を脅し取ろうとした恐喝未遂事件について、6月24日、道仁會傘下組

織組長ほか4人を逮捕した。」旨の報告があった。

## 7 銃砲刀剣類所持等取締法違反事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「春日警察署ほか2警察署及び薬物銃器対策課は、5月25日、福岡県春日市所在の居宅において、回転弾倉式拳銃1丁及び自動装てん式拳銃2丁、拳銃実包79発を所持した銃砲刀剣類所持等取締法違反事件について、自営業の男性ほか1名を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「拳銃の入手経路は判明しているのか。」、「暴力団の関与はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「拳銃の入手経路や暴力団の関与を含め、事件の全容解明に向けて徹底した捜査を推進していく。」旨の説明があった。

## 8 夏の交通安全県民運動の実施に伴う警察活動の強化について

(交通部)

警察本部から「7月10日から7月19日までの10日間、夏の交通安全県民運動に伴って警察活動を強化し、交通事故の更なる抑止を図る。運動の重点は、飲酒運転等の危険運転の防止、子供と高齢者の交通事故防止、自転車の安全利用の推進であり、期間中は、実効ある飲酒運転取締りの実施、横断歩道マナーアップ運動の推進、自転車の交通ルール・マナーの向上に向けた交通安全教育の推進等に取り組む。なお、千葉県八街市における通学中の児童5人が死傷する交通事故の発生を受けて、県民運動の初日から各小学校の終業式の日まで、通学路における登下校の通学時間帯の街頭活動を強化する。」旨の報告があった。

公安委員から「ガードレールの設置等通学路の道路環境について、安全対策を徹底する必要があるのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「市町村道については、道路管理者である自治体の予算の問題もあるが、通学路の危険個所について、道路管理者と個別具体的に検討し、必要な安全対策を講じていく。」、「千葉県八街市の交通事故を受け、先般、県・教育庁・警察による「通学路等の交通安全対策について」の緊急会議を開催した。平成24年に発生した京都府亀岡市の交通死傷事故を受け、当時通学路の緊急合同点検を実施しているが、今回改めて安全点検を実施することとなった。警察としては、関係機関等と連携し、通学路等の安全対策を徹底していく。」旨の説明があった。

### 【その他の報告事項】

警察本部から「指定暴力団浪川会本部事務所については、昨年10月、代理人弁護士が、事務所使用禁止等仮処分命令の申立てを行い、暴力団事務所としての使用が禁止され、和解に向けて協議を続けていたが、今回浪川会と事務所の解体を進めていくことで合意した。」旨の報告があった。

